

長野市危機管理指針



平成 2 6 年 8 月

長 野 市

はじめに

阪神・淡路大震災や東日本大地震などの大規模地震をはじめ、地球温暖化の進行に伴う非常に強い台風や、極めて短い時間の局所的大雨の増加などによる風水害及び土砂災害が各地で頻発する一方、国外においては、これら自然災害のほか、無差別テロの発生や弾道ミサイル発射など、国民保護の観点から見過ごすことのできない事件や事故等が多発している。

また、病原性が高い新型インフルエンザや、同様の危険性がある新感染症の発生による大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されるなど、危機事象への対応も広範囲に及んでいる現状の中で、これらの危機による被害を防止し、又は軽減させるため、「長野市危機管理指針」を定めるものである。

本市における危機管理の対策としては、自然災害を主とした危機事象に対しては、長野市地域防災計画に基づいて対策の取り組みが行われているところであり、また、大規模テロなど国民の生命・財産に被害が及ぶ恐れのある危機事態等については、国民保護法に基づく長野市国民保護計画により対応することになっている。

更に感染症をはじめとするその他の危機については、本指針に基づき、危機対処計画を策定し、危機レベルに応じた体制をもって、市民の生命・身体及び財産の安全と安心を確保してきたものである。

今般、新型インフルエンザ等による危機事象に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が制定され、これに基づく長野市新型インフルエンザ等対策行動計画を新たに策定したことにあわせ、見直しを行ったところである。

本指針は、あらゆる危機に対応するための基本的な考え方、取り組み方をまとめたものであり、それぞれが日頃から危機に備えるとともに共通の認識を持ち、いつ起こるかわからない危機に対して、迅速かつ的確に対処し、被害及び損失の拡大を防止することにより、安全で安心して暮らせる長野市の実現を目指すものとする。

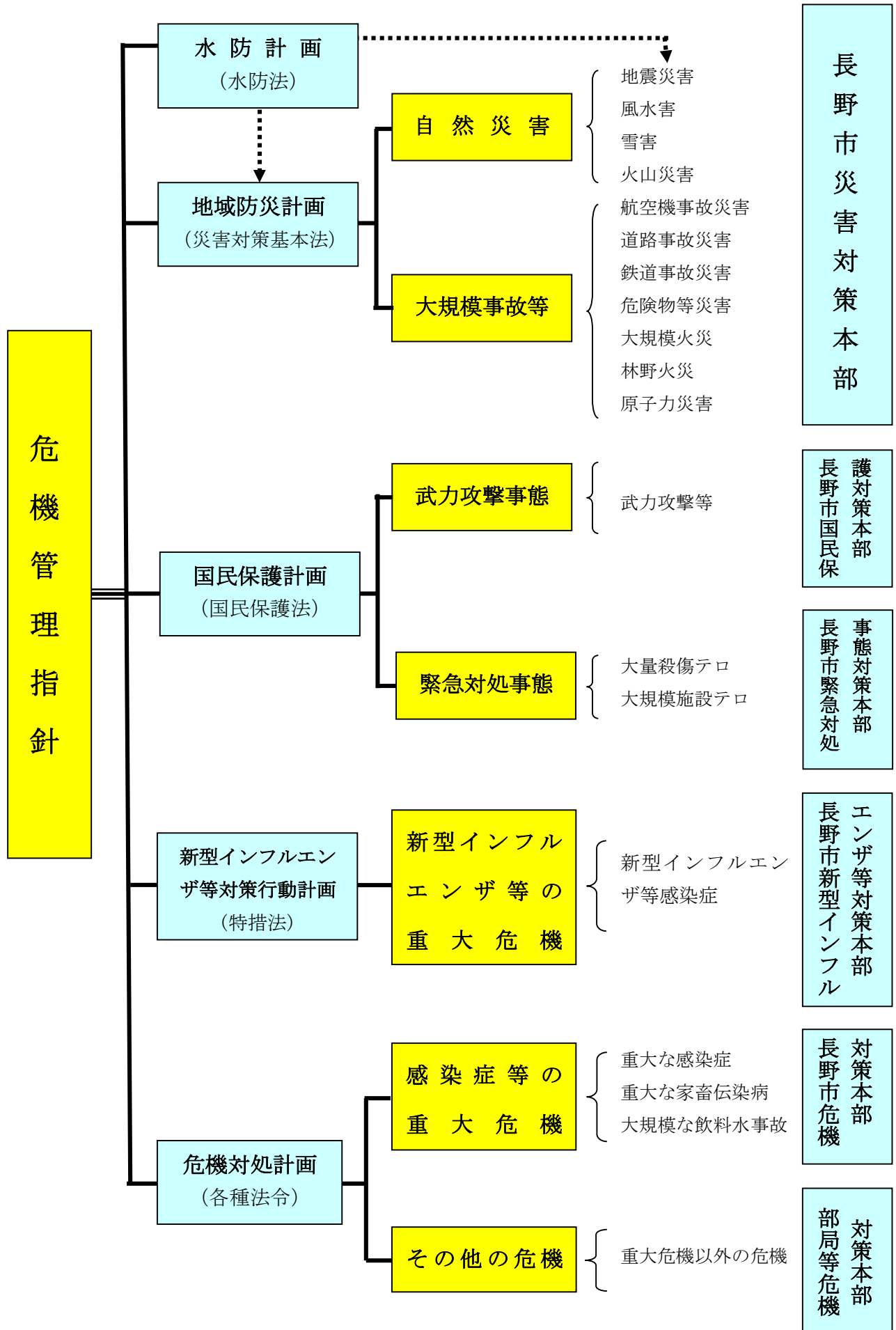
平成 26 年 8 月

目 次

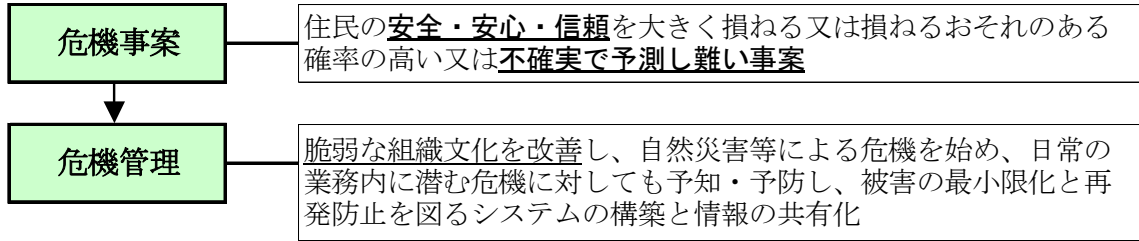
指針の位置づけ	4
危機管理の概念	5
第1章 総則	6
第1節 目的	6
第2節 策定方針	6
第3節 定義	6
1 危機の範囲	6
(1) 全庁的又は部局横断的に対応する重大危機	6
ア 長野市地域防災計画による危機	6
イ 長野市国民保護計画による危機	6
ウ 長野市新型インフルエンザ等対策行動計画による危機	6
エ 長野市危機対処計画による危機	6
(2) 各部局等が主として対応する危機	7
2 危機管理	8
第4節 責務	8
1 市の責務	8
2 職員の責務	8
3 マニュアルの作成	8
第2章 危機管理の基本方針	8
第1節 事前対策	8
1 資機材等の整備	8
2 職員研修及び訓練	8
3 関係機関等との連携	8
4 ボランティア団体等との連携	8
5 市民の協力	8
6 事業者の協力	9
第2節 応急対策	9
1 危機発生時の対応	9
2 活動方針の決定	9
3 関係機関等と連携した緊急対策	9
4 他の自治体等と連携した緊急対策	9
5 市民への情報提供	9
6 被災者への対応	9
7 市民の安全確保及び被害の拡大防止	9
第3節 事後対策	10
1 市民生活の安定・復旧	10
2 検証・見直し	10

第3章 危機対処計画	10
第1節 組織体制	10
1 危機対処計画の組織体制	10
2 危機事案対応フロー図	11
第2節 対策本部等の設置	12
1 長野市危機管理調整会議の設置	12
2 部局等による危機対策本部等の設置	12
3 危機対策本部の設置	12
第3節 役割と報告	12
1 危機管理防災監の役割	12
2 危機管理防災課の役割	12
3 各部局等の役割	12
4 情報の伝達・報告	12
第4章 計画の策定	12
第1節 長野市地域防災計画・長野市水防計画	13
第2節 長野市国民保護計画	13
第3節 長野市新型インフルエンザ等対策行動計画	13
第4節 長野市危機対処計画	13
第5章 危機管理推進会議	13
改訂履歴	13

—指針の位置づけ—



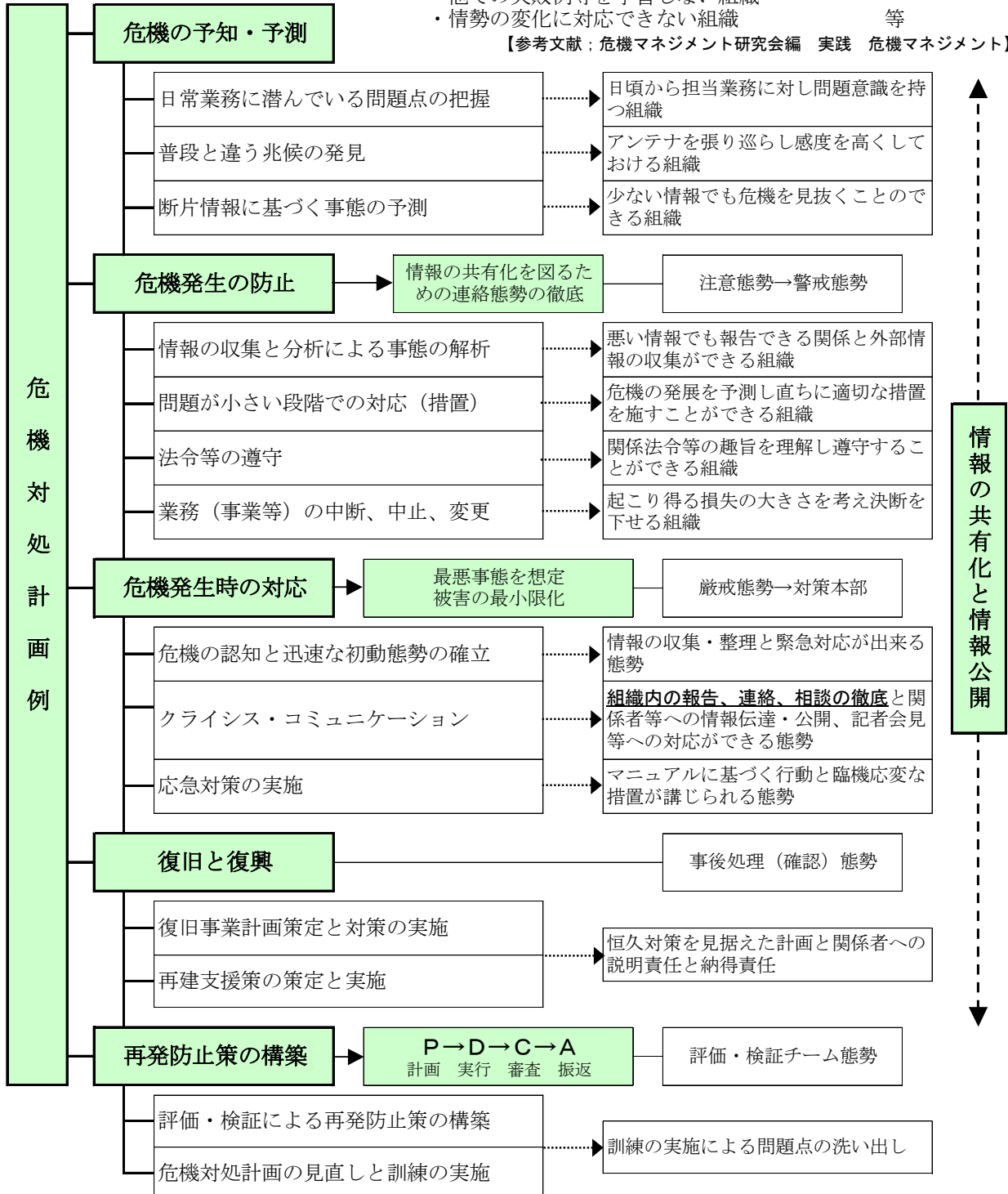
—危機管理の概念—



【脆弱な組織文化】

- ・ 平穩に慣れ最悪事態を想定しない組織
- ・ 不利な情報は報告せず隠蔽に走る組織
- ・ 我が身の保身に走り責任の転嫁を図ろうとする組織
- ・ 他での失敗例等を学習しない組織
- ・ 情勢の変化に対応できない組織 等

【参考文献：危機マネジメント研究会編 実践 危機マネジメント】



第1章 総則

第1節 目的

この指針は、長野市における危機管理の基本的事項を定め、各部局等が相互に連携し、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機から市民の生命、身体、財産に及ぼす被害を防止し、又は軽減を図ることを目的とする。

第2節 策定方針

- 1 組織体制の充実を図り、危機事態に対処するための即応力を強化する。
- 2 各部局等の責務及び事前対策・応急対策・事後対策の基本を明確にする。
- 3 事前対策・応急対策・事後対策の具体的な内容については、本指針に基づき、各部局等において、危機対処計画で定める。

第3節 定義

1 危機の範囲

危機管理指針が対象とする「危機」とは、市民の生命、身体及び財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態であり、全庁的又は部局横断的に取り組むべき事案を対象とするとともに、日常の業務内に潜む危機においても含めるものである。

(1) 全庁的又は部局横断的に対応する重大危機

ア 長野市地域防災計画による危機

- a 自然災害（地震災害、風水害、雪害、火山災害）
- b 大規模事故等（航空機事故災害、道路事故災害、鉄道事故災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災、原子力災害）

イ 長野市国民保護計画による危機

- a 武力攻撃事態（武力攻撃等）
- b 緊急処理事態（大量殺傷テロ、大規模施設テロ等）

ウ 長野市新型インフルエンザ等対策行動計画による危機

- a 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- b 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

エ 長野市危機対処計画による重大な危機は、別表1に示す重大な感染症、飲料水事故等とする。

感染症等の重大危機

(別表1)

想定される重大危機例	主な対処部局等
重大な感染症（O157等）	保健福祉部
重大な家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、BSE等）	保健福祉部・農林部
大規模な飲料水事件・事故（異物混入による汚染等） *国民保護計画に移行する場合がある。	上下水道局

(2) 各部局等が主として対応する危機

各部局等が主として対応する危機は、次の別表2に示す事案とするが、予測し難いことが危機であり、新たな危機の追加、又は規模及び被害状況等により、全庁的に対応する重大危機に移行する場合もある。

各部局等が主として対応する危機（例）

（別表2）

NO	想定される危機例	主な対応部局等
1	庁舎内での事件・事故	総務部
2	情報システム・コンピュータネットワークへの脅威	総務部
3	市長など要人への危害	企画政策部・議会事務局
4	公共交通機関における事件・事故	企画政策部
5	局所的な食中毒	保健福祉部
6	インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症	保健福祉部
7	医療施設における事件・事故・感染	保健福祉部・生活部
8	医薬品・毒劇物等による健康被害	保健福祉部・生活部
9	アルコール依存症・薬物中毒等に係る対応	保健福祉部
10	社会福祉施設等における事件・事故・感染	保健福祉部
11	大気・水質・土壌汚染・悪臭・騒音等の公害	環境部
12	廃棄物の不法投棄・野焼き	環境部
13	危険動物・有害昆虫等における事故	農林部・都市整備部
14	異常干ばつ	農林部
15	山岳遭難事故	地域振興部・商工観光部
16	農薬使用による被害	農林部
17	市営住宅等における事件・事故	建設部
18	市管理道路・河川等に係る事故	建設部
19	公園での事件・事故	都市整備部
20	動物園飼育動物・家畜類の感染症	都市整備部・農林部
21	市所有スポーツ施設での事件・事故	教育委員会
22	学校等における事件・事故・感染	教育委員会
23	ライフラインの停止(電気・ガス・上下水道等)	総務部・上下水道局
24	水源異常・水道水汚染	上下水道局
25	公共下水道への有害物質等流入事故	上下水道局
26	消防活動等における事故・感染	消防局
27	イベント開催時における事件・事故	担当部局
28	許認可事務に係る違反行為等	担当部局
29	公共工事等による事故	担当部局
30	公共工事等に係る談合等の違反行為	担当部局
31	職員の不祥事・事故等	全部局
32	施策等に係わる不適切な言動	全部局
33	上記以外の事件、事故等	各関係部局

2 危機管理

危機管理とは、「自然災害」、「大規模事故」、「武力攻撃事態・大規模テロ等の緊急処理事態」による危機及び「感染症」などの危機から、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、危機の発生を防止し、被害等の軽減を図り、危機を収拾し、市民生活を平常に回復させ、再発防止を図ることをいう。

第4節 責務

1 市の責務

市は、市民の安全と生活の安定を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携協力し、危機に係わる対策を総合的に推進しなければならない。

2 職員の責務

職員は、自らの職務及び立場に応じて、起こりうる危機発生時にどのように行動すべきか想定しておくとともに、情報の伝達網を確認し、市民の危機管理に対する要請に応えなければならない。

3 マニュアルの作成

各部局等は、所管する危機に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、本指針に基づき「危機管理応急対策マニュアル」を作成し、事後の検証結果等により必要性が生じた場合は、速やかに修正を行うものとする。

第2章 危機管理の基本方針

第1節 事前対策

1 資機材等の整備

各部局等は、平常時から危機事態を想定し、応急対策に必要な資機材等を整備するとともに適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

なお、保管することに支障のある資機材等については、危機発生時において円滑に調達できる体制等をあらかじめ整備しておくものとする。

2 職員研修及び訓練

長野市災害対策本部規程に定める部局長等（以下「本部員」という。）は、所属職員に対し危機事態を想定した実践的訓練や研修を行うものとする。また、職員は危機発生時において、迅速・的確な判断や対応ができるよう、日頃から対応の習熟に努める。

3 関係機関等との連携

各部局等は、危機発生時の応急対策が円滑に実施できるよう、発生時における活動や連絡等に関して、関係機関等と日頃から連携協力体制の強化と推進に努める。

4 ボランティア団体等との連携

各部局等は、危機発生時において、ボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティア団体等との信頼関係を確立し、連携協力体制を推進する。

5 市民の協力

市民は、危機に備えて自己建築物等の安全性の向上、食料等の備蓄、情報入手手段の確認など、日頃から自助努力するとともに、危機に関する訓練や研修に積極的に参加し、自らの安全を確保するための知識を習得するよう努めるものとする。

6 事業者の協力

事業者は、管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、危機発生に備え、事業所内の体制整備や、食料等の備蓄などを行うよう努めるものとする。

第2節 応急対策

1 危機発生時の対応

危機発生時において所管する部局等は、直ちに初動対処及び情報収集体制を構築し、収集した情報は、危機管理防災課及び関係部局等と共有する。

2 活動方針の決定

長野市危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）は、重大な危機発生時、速やかに必要な情報を収集・分析し、活動方針や各部局等の役割などを決定するとともに、関係機関、市民及び報道等への情報提供を行う。

3 関係機関等と連携した緊急対策

各部局等は、危機による被害や影響を最小限に留めるため、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動などを行い、事態を迅速に収拾する。

4 他の自治体等と連携した緊急対策

危機対策本部は、危機の発生規模や被害状況等により、応援が必要と判断される場合は、他の自治体等に対し、所定の手続きをもって速やかに要請し、相互に連携協力する。

5 市民への情報提供

危機対策本部は、危機事態の混乱を防止し、危機に関する情報や市民の安全、安心を確保するため、次の項目を中心にあらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に情報を提供する。

- (1) 危機事案の発生状況、危機対策本部の設置
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 住民がとるべき対応方法等
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 生活関連情報
- (7) 事態収束に伴う危機対策本部の縮小、解散

6 被災者への対応

危機発生直後において、各部局等は、関係機関等との連携により、市民の生命、身体を守ることを最優先に諸活動を実施しなければならない。その際、二次災害の発生に留意し、安全を確保した上で、迅速、確実に救出・救助活動を実施するとともに、負傷者等に対して必要な措置を行うものとする。

7 市民の安全確保及び被害の拡大防止

各部局等は、市民の安全を確保するため、発生場所周辺の安全を確認し、危険が生じた場合は、速やかに立入りを制限し、若しくは進入を禁止し、又は、周辺住民等を避難誘導するなど、必要な措置を講じ、被害の拡大防止に努めなければならない。

第3節 事後対策

1 市民生活の安定・復旧

市は、国、地方公共団体、その他の関係機関等と相互に協力し、被災者等の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民生活の早期回復と自力復興の促進に努める。

2 検証・見直し

市は、発生原因を究明し、事前対策、実施した応急対策等について総合的に検証を行い、検証結果を再発防止策に反映させる。

第3章 危機対処計画

第1節 組織体制

1 危機対処計画の組織体制

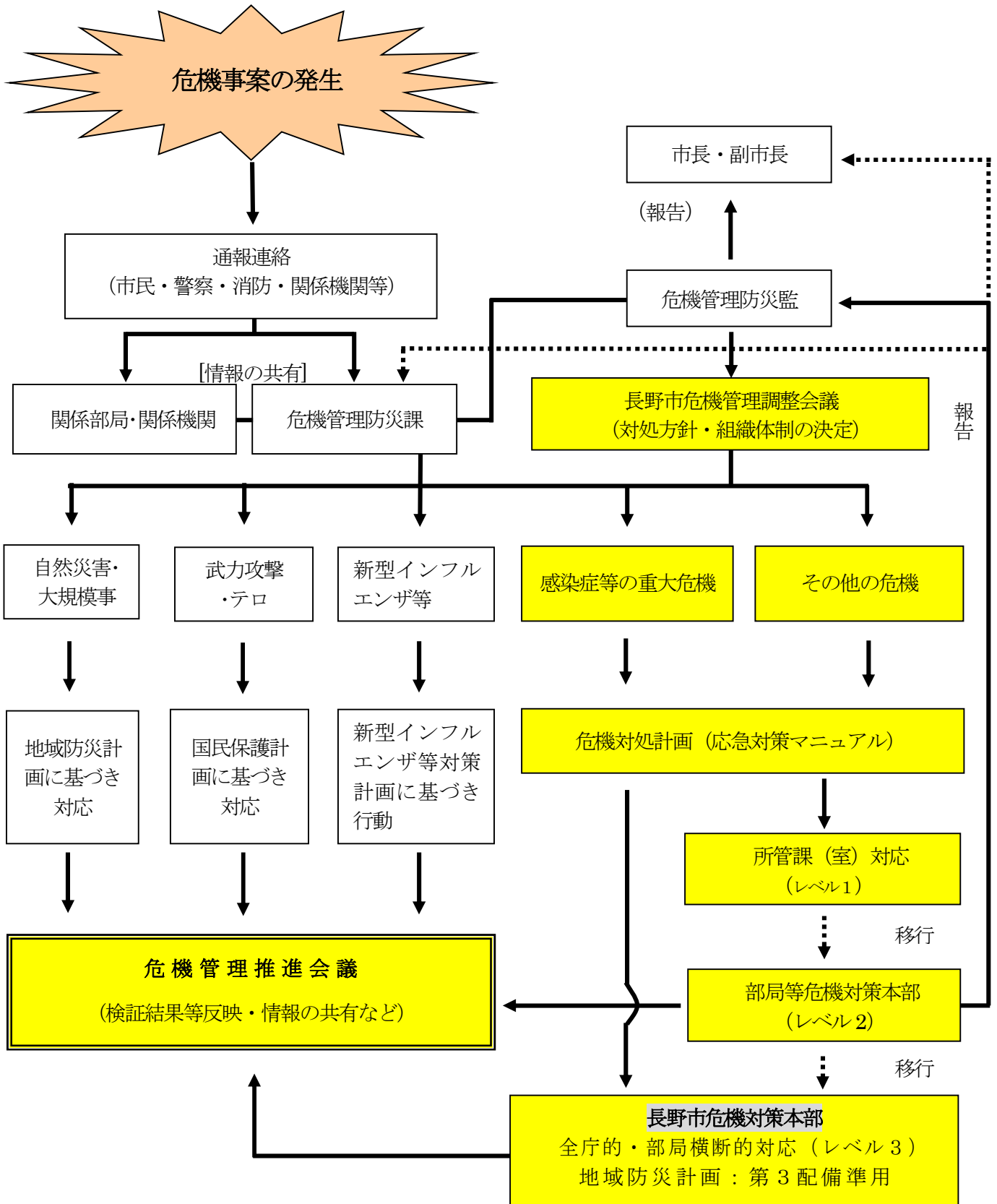
危機対処計画による危機事象が発生した場合、又は発生のおそれのある場合は、規模及び被害状況に応じ、次の別表3に示す段階的な組織体制を原則とし、初動対処及び情報収集体制を構築し、応急対策に努める。ただし、危機の特殊性又は被害状況等によっては、段階を経ず体制を移行する場合もある。

危機発生時の組織体制

(別表3)

区分	危機の程度	対応
レベル1	日常業務の中で、小規模な人為的ミスなどによる危機	課(室)対応
レベル2	被害の拡大や重複等により、危機の拡大が予想される場合	部局対応
レベル3	大規模に被害が拡大し、又は拡大のおそれがあり社会的影響力が著しい場合	全庁的対応

－危機事案対応フロー図－



第2節 対策本部等の設置

1 長野市危機管理調整会議の設置

危機管理防災監は、部局横断的又は所管不明な危機事象の発生や被害状況等により、必要に応じて長野市危機管理調整会議（以下「危機管理調整会議」という。）を設置する。

2 部局等による危機対策本部等の設置

部局等は、危機発生時の規模及び被害の状況に応じて、必要により部局等危機対策本部を設置する。

なお、危機の規模や被害等が拡大し、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される場合は、危機対策本部の組織体制等に迅速に移行するなど、状況に応じて対応する。

3 危機対策本部の設置

大規模で重大な危機事態が発生し、全庁的にその対策を要すると認められる場合、若しくは市長が必要と認める場合は、速やかに危機対策本部を設置し、全庁的に必要な体制をとり、機動的かつ横断的に対応する。

なお、職員の配備体制については、長野市地域防災計画で定める第3配備の例による。

第3節 役割と報告

1 危機管理防災監の役割

危機管理防災監は、本部長(市長)を補佐するとともに本部員を統括し、全庁的かつ総合的に危機管理を掌理する。

なお、本部長が不在の場合は、危機管理防災監がその職務を代理する。また、必要に応じて関係本部員等で構成される危機管理調整会議を開催し、収集された情報を分析・検討し、当該危機への対処方針や危機に応じた組織体制等を決定する。

2 危機管理防災課の役割

危機管理防災課は、危機の事態に対して全庁的な体制が必要な場合、危機対策本部の設置運営のほか、情報収集、各部局等及び関係機関との連絡調整を行うものとし、部局横断的な危機においても関係部局等との連絡調整等を行うものとする。なお、所管が不明な危機事象の場合には、危機管理防災課において初動体制を取り、所管が決定した後、引き継ぐものとする。

3 各部局等の役割

各部局等は、事態の拡大等により全庁的な体制が必要となる場合、危機対策本部への報告及び関係部局等との連携を密にし、計画に基づき応急対策活動を行うものとする。また、対応部局等が複数となる事案の場合は、危機管理調整会議で決定した体制等をもって、危機管理防災課及び関係部局等との連携を密にし、応急対策活動を行うものとする。

なお、小規模な危機事案の場合は、所管課(室)が対応する。

4 情報の伝達・報告

各部局等は、事態が拡大し、若しくは拡大が予想される場合、又は社会的影響力が大きいと判断される場合は、事態の状況について危機管理防災監等に随時報告する。

第4章 計画の策定

市は、「長野市地域防災計画」、「長野市水防計画」、「長野市国民保護計画」、「長野市新型インフ

ルエンザ等対策行動計画」及び「長野市危機対処計画」の5つの計画を策定し、本指針の目的を実現する。

第1節 長野市地域防災計画・長野市水防計画

災害対策基本法に基づく「長野市地域防災計画」及び水防法に基づく「長野市水防計画」は、長野市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「長野市防災会議」が策定する計画であり、災害の種類に応じた「総合編（震災、風水害、雪害等）」、「資料編」及び「自主防災活動の手引き」に区分した三編の構成とする。

第2節 長野市国民保護計画

「長野市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び「長野県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に備え、国民を保護するための計画で、「長野市国民保護協議会」に諮問した上で策定する。

第3節 長野市新型インフルエンザ等対策行動計画

「長野市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等感染症で、その感染力の強さから社会的影響が大きいものによる危機事象に対する行動計画を策定する。

第4節 長野市危機対処計画

「長野市危機対処計画」は、長野市地域防災計画、長野市水防計画、長野市国民保護計画、及び長野市新型インフルエンザ等対策行動計画に定める危機以外の事態に対処するための計画で、この指針に基づき各部局等において事前対策、応急対策及び事後対策等の計画を策定する。

第5章 危機管理推進会議

長野市における危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、庁内に「危機管理推進会議」を設置する。

この会議は、議長、副議長及び委員をもって組織し、議長は市長、副議長は副市長及び危機管理防災監、委員は各部局長及び市長が指定する職員をもって充て、危機管理に関する最新情報の共有を図るとともに、検証結果の反映や新たな危機への対応などについて検討し、必要により部長会議に併せて諮るものとする。

改訂履歴	改訂内容
平成19年3月	策定
平成26年8月	一部改訂